

日本労働年鑑 1951年版(第23集)

The Labour Year Book of Japan 1951

第二部 労働運動

第二編 労働組合運動

第二章 賃金闘争

第二節 賃金闘争の若干の事例

概況 一九四八、九年の賃金をめぐる労使の紛争をみると、この兩年ではその性格が著しく異なっていることが知られる。一九四八年は、四七年の秋の労働攻勢に引き続いて、労働者の最低生活の保障を要求する最低賃金制の要求をめぐって展開された。戦後三年の経験を経て最低賃金の理論および実際要求は次第に整備され、四七年秋から四八年にかけての賃金闘争の主要目標とされた。その第一の波は、全通、全財、大蔵三現庁を中心とする官庁労働組合、海員日通、私鉄総連その他民間企業によって、四七年秋から準備され、四八年春にかけて闘われた最低賃金要求の闘争に現われた。その要点は、戦後相つぐ賃金引き上げにも拘らず、インフレーションの進展によって、その成果が無に帰せしめられ、生活の一層の窮迫にさらされてきた労働階級が、物量方式による生活費の算定を基礎とする賃金額と、それを恒久的に保障するスライド制および賃金体系の合理化、更に進んではその制度的保障を要求してきたことであった。この最低賃金制の理念は、多かれ少なかれすべての労働組合の賃金要求の考え方に影響を与えたといつてよいであろう。そして、その要求が、いかに熾烈に闘われたかは、官庁給与の財源問題で、片山主班内閣が倒れたこと、臨時給与委員会の算出した二、九〇〇円ベースに最後まで反対し続けた国鉄を除く官庁労働組合の争議がマーカット少将の覚書によって、漸く終結せしめられたことから窺い知ることができる。しかし、この最低賃金の要求は、漸やく立直りをみせてきた資本の前に、極めて不十分な形でしか実現されなかった。それは、争議の中心課題であった本格賃金、スライド問題などが、多くは解決せられず、物価騰貴による実質的賃金低下にたいする暫定的賃金引き上げによって、妥結していることによって示される。逆に、二、九〇〇円ベース決定における給与の原則に示されるごとく、資本主義的合理化の賃金原則が原始的に打ちだされることとなった。問題はすべて先にのぼされたのである。

そこで、直ちに次の闘争の波がおこされた。即ち、七月物価改訂を行う必要、予算案の国会上程の必要から政府は、官公職員の給与水準の決定を急ぎ、三、七九一円を決定した。これにたいして、官公庁の各労働組合は、先に共同闘争から離脱した国鉄をも加えて四八年四月現在の手取額五、二〇〇円を共通要求とし、物価改訂をしない、大衆課税を徹廃するなど六項目の附帯要求をつけて要求した。この際、政府は、団体交渉中一方的に三、七九一円ベースを国会に上程通過させたので、全官公労協の中労委調停申請となり、事態は複雑に且急速に悪化した。そして、遂に、七月二一日マ元帥の芦田首相宛公務員法改正に関する書簡となり、それに基づく政令第二〇一号の発令となった。かくて、官公職員の給与をめぐる問題は、政令をめぐる問題に発展することとなった。これは、戦後の賃金問題が持っている政治的性格の一端を示すものであった。この新物価体系をめぐっての労働組合の所謂「夏季攻勢」は、全鉱連、私鉄総連、昭和電工、日鉄総連、日立総連、その他数多くの民間企業によって闘われた。

この賃金闘争の波は、直ちに秋から暮にかけての闘争に引きつがれた。一〇月から十一月にかけては、懸案の問題をめぐって、また新たな要求をかかげて、多数の組合が闘争状態に入り、ストライキその他争議行為に突入するに至った。今、主なるものをあげても

炭労、全石炭、炭礦協、炭礦三労組の九月以降賃金改訂をめぐっての坑内一五、三九一円要求をかかげての共同闘争、電産の七月以降最低賃金一七才三、六〇〇円の要求、全鉱連物価改訂は

ねかへり三四%増額の要求、海員九、五五〇円の要求、全織同盟八、七〇〇円の要求、日立総連合の最低賃金制、八月現在手取り一二、四〇〇円(二七才、家族構成二・八人)の要求、全織八、七〇〇円要求、私鉄総連の六一九月基準賃金一人平均額六、六七三元(家族構成二・四、地域差一〇〇%)をめぐる争議、官公庁労働組合の七、三〇〇円ベース要求、その他日鉄総連、日本鋼管などであり、産別会議の調査によれば、一一月五日現在一カ月に争議状態にあつた延人員五〇〇万人と称せられるほどであつた。折しも、十月中旬、一、賃金引き上げを目的とする産業補助の緊急融資は、なんらかの新しい財源が見出された場合に限り支出しうる。一、賃金引き上げにより生じた赤字を補充するための産業に融資することは許すべきでない。一、一般物価水準の引き上げを必要とするような賃金引き上げは許しえない、とする「企業三原則」が賃金引き上げに、大きなわくをはめることとなつた。一一月三〇日には、炭礦争議に関する経本、商工、労働の三相共同声明となり、炭礦にたいする融資停止措置となつて具体化した。しかし、労働組合側は、これは労働者の低賃金の統制による賃金安定政策であるとして反対し、一二月になると、益々情勢は悪化し、海員組合は一二月一日第三次ストに突入、同日電産中央本部常任委員は情勢を検討闘争指令第二〇号を確認、強力に闘争せよと指令し、一二日には、電産労組関東地方本部執行委員会及び戦術委員会が一五日より二一日までの各種停電、電源スト計画を決定指令した。また、全織同盟は、同じく一二日二一日以降全面的無期限スト指令を発した。また、一四日には、私鉄総連関東地方連合会は、二二、二三日のスト指令をだし、石炭共闘も第三次ストを計画するにいたつた。これらのストライキは、一二月二〇日の総司令部ヘプラー労働課長のスト中止勧告によって、回避された。そして、これらの紛争は年内に一応の妥結をみるにいたつたが、このたびも最後の解決にはいたらず、暫定的な解決をみるにすぎなかつた。

以上のごとく、四八年においては最低賃金の要求を掲げた労働組合の闘争が不断に闘われた。しかし、その解決は常に暫定的に解決されたにすぎないのであつて、若干の賃金の引き上げも常に物価騰貴によって実質上無に帰せしめられ、不断に賃上げ要求がだされなければならなかつた。しかも、これらの賃金をめぐる争議は屢々危機的情勢をもたらし、総司令部の勧告によって漸く回避せられた。これらは、前年四七年の二・一スト中止以後労働運動の暫時の沈静がきたのとは、著しく異つてゐる。しかし、この間、政令二〇一号公務員法の改正によって、官庁労働者の労働運動は困難視せられてきた。また、暮の企業三原則および経済九原則による経済安定政策によって、賃金闘争には漸く限界がおかれることになつた。

一九四九年は、九原則の実施による経済安定政策の下における賃金闘争であつて、従来のインフレーション下の賃金闘争とはおのずからその性質を異にしていた。経済安定政策の一環としての労働安定政策は、次の点で決定的であつた。第一には、前年の国家公務員法の改正に続いての労働組合法労働関係調整法の改正、公共企業体労働関係法の実施などによる労働組合活動の制限である。第二には既に前年より現われていて、四九年になると官公庁職員の行政整理を中心として、大企業および中小企業をおそつた企業整備による大量の人員整理、就中左派系の組合指導者の馘首であつた。第三には労働組合内部における左右の対立の激化と右派系の進出である。第四には、これらの政策の一環としての企業の支払能力に應ずる賃金であつて、実質的には、賃金の据置き、切り下げ(遅払、不払を含む)、労働強化の政策であつた。そこで、労働運動は全体としてみると、賃金闘争をはなれて、企業整備、労働法改悪反対闘争の線に沿つて展開された。しかし、この中で賃金闘争が重要な地位を占めなかつたわけではない。賃金不払遅払にたいする闘争、また退職金制度確立、増額(これが退職金融資によって逆用されたとしても)のための闘争、また賃金引き上げの闘争も、實際上、人員整理にたいする反対闘争の一環に外ならなかつた。したがつて、賃金闘争は左翼系労働組合によって、産業防衛闘争の一環として、また右翼系労働組合の産業再建闘争

の一環としてとらえられた。しかし、実際には、賃金闘争は、企業整備闘争、労働法規改悪闘争などの背後に一応退いて、四八年暮から四九年にかけて増大してきた退職手当制確立、退職金増額、臨時解雇手当制度のための闘争、同じく四八年末から増大した賃金遅払不払にたいする闘争、資本家的賃金安定に対する闘争が、ばらばらに、しかし最後のものが基本線として貫いてきた。

四九年一月二七、二八日の両日に亘り、総司令部経済科学局の提唱により、日本経済の安定問題につき生産をいかに増強するかを中心テーマとして討論し、労資双方の理解と問題解決を促進するために、労使代表からなる労使協議会がもたれ、この賃金分科会の結論は、四九年度の賃金安定をめぐる闘争の問題点を示唆するものであった(第三部第二篇第八章賃金政策参照)。

今、主要争議をとってみるとつぎのとおりである。炭労では、四一六月の新賃金協定をめぐって約四ヵ月にわたる闘争を展開した。全鉱連では、年初昨年末賃金協定の不履行について紛争があり、続いて炭労と時を同じくして、新賃金要求、坑内一四、〇〇〇円、坑外八、四〇〇円を要求、約二ヵ月にわたる闘争を行った。更に、八月には再び新賃金ベース坑外八、八〇〇円、坑内一四、九〇〇円を要求、一二月にはストを行った。全蚕糸は、四八年末平均賃金四、五七五円一六才を最低年令手取三、一〇五円を要求、二月現行賃金二、九五七円の五〇%引き上げの政府勧告案をのんで解決、四月には、新賃金実施を要求してストに入った。電産では、四八年以来の本格賃金に関する闘争は、再度ヘプラー課長の勧告をうけて、漸く三月二六日一応の妥結をみるに至った。しかし続いて、退職金をめぐる闘争、四月一九月賃金ベース改訂の闘争がおこり、前者は九月解決、後者は一一月一時補給金の支給によって、妥結をみた。しかし、賃金問題の安定的解決はなされないものであって、直ちに一〇月以降賃金の要求がだされ、それは五〇年にいたって解決をみたが、この解決は電産体系の変更をさえみるにいたったのである。海員組合でも二月新給与水準九、五〇〇円の団交が決裂、時間外勤務拒否にいで三月末日にいたって漸く妥結している。更に、それに六月の闘争が続くのである。このように、九原則のもとで低迷せる賃金問題は、夏に集中的にあらわれた企業整備によって、大量の人員整理と左派組合幹部の誡首が行われ、民同系の主導権が確立した後、国鉄の成田中央委の九、七〇〇円給与ベース、越年資金一ヵ月の要求、専売労組の一四、〇〇〇円ベースと越年資金要求、全逋従の熱海大会における八、七〇〇円ベース、越年手当一ヵ月支給その他、公共企業体、官公職員の要求が出揃い、民間でも、炭労、船員などの要求がだされ、民同系の主導のもとに(左派もこれに同調した)年末闘争が展開されたが、殆んど成果はあげられず、問題は五〇年に持ちこされた。

以上のごとく、賃金闘争は一応企業整備闘争の背後に退いたとはいえ、不断に闘われた。賃金安定政策にも拘らず、賃金の水準についても、形態についても、安定をみることはできなかった。そのことは、賃金闘争の解決が、従前の年とは異なった意味においてではあるが、常に本格賃金の決定をみるにいたらず、短期の暫定措置と生活補給金の形によって行われていることに示される。九原則実施の犠牲が労働階級にしわよせされたことが明らかになるにつれてこの不安定は一層激化し、四九年の暮には、従来比較的穏建であった民同系総同盟系の諸組合の主導のもとに賃上げ闘争が展開されることになった。かくて、賃金をめぐっての闘争は、五〇年になってまた新たな相貌を以て激化されてくるのである。」

日本労働年鑑 第23集／1951年版

発行 1951年1月1日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年2月15日公開開始

